

特定非営利活動法人

難民支援協会

Japan Association for REFUGEES



2005-2006 Annual Report

難民支援協会
2005年度
年次報告書

2005. 7. 1 ~ 2006. 6. 30

ごあいさつ Foreword

難民支援協会は、本年度で創立7周年を迎えることができました。これもひとえに皆さまのご支援・ご協力の賜物と心より厚くお礼申し上げます。ここに2005年度（2005年7月～2006年6月）の年次報告書を取りまとめることができましたので、感謝の思いを込めてお届けします。

2005年度も日本の難民保護に関する状況に大きな変化がありました。入管法改正施行開始年の2005年は、難民認定数が46名と、前年の3倍を超える数となりました。また、別途人道配慮による在留資格を付与された人も97名にのぼり、当会も支援の成果を実感できる年となりました。そしてこの認定数の増加も主要な要因のひとつであると考えられますが、2006年に入り、難民認定を求める申請者が急増しており、当会が把握しているだけで現在、前年の2倍を上回る700名を超える申請数となっています。

このように日本の難民保護が新たな時代を迎えたことと軌を一にして、当会への相談数は年間930件を超えるまでに増加し、同時に支援内容も多様化しています。これに対応するため、事務局では人員の増強・育成に努めています。

今年度も当会では一人ひとりの難民のニーズに基づいた保護体制を構築していくために、多方面の協力者や専門家と連携し、更なる改善に向けて邁進していく所存です。

今後とも皆さまの旧倍のご支援とご鞭撻のほど、よろしく申し上げます。

特定非営利活動法人難民支援協会 代表理事 中村義幸

目次 Contents

2 ごあいさつ

3 メッセージ

活動概要

4 難民支援協会の活動

5 グローバルな視点をもちながら

2005年度活動報告

6 個別支援活動 - 難民一人ひとりへの支援を -

10 広報活動 - 難民を身近な存在に -

12 調査研究・政策提言活動 - よりよい難民政策に向けて -

14 2005年度のうごき

組織概要

16 2004年度以前の活動

17 難民支援協会紹介記事・雑誌、企業・団体との協力

18 組織概要

19 会計報告

*「難民」とは、難民条約により定められており、政治的意見や宗教、国籍、人種、特定の社会的集団の構成員（例えば兵役拒否者など）の理由で、迫害を受けるおそれを十分に有し、母国から逃れざるを得ない人たちを指します。





難民の子どもたちと日本人の学生と一緒に描いた絵

UNHCR and JAR work towards common goal, making Japan a better place for refugees. In this regard, strategies and activities are complementary. UNHCR greatly values the partnership with JAR to carry out some of its protection activities. These activities have been implemented by JAR through an agreement signed in 2000 to provide legal and social counseling assistance to asylum seekers and refugees, as well as limited material support. Without such assistance, asylum seekers would have no means to get professional counseling services as it is done in most other industrialized countries. Over the years, JAR has also developed into a well-renowned and leading NGO in the area of asylum in Japan. This is mainly due to its pro-active and dynamic approach to refugee protection, the commitment of its staff, its efforts to expand networks with NGOs in other countries, as well as advocacy and training activities. From UNHCR's perspective, JAR can act both as a catalyst to elicit humanitarian initiatives within the Japanese civil society and be a credible interlocutor on refugee issues.

難民がもっと住みやすい日本を作る。この共通の目的に向かい、UNHCRとJARは活動しています。UNHCRは難民の保護活動のために2000年にJARと事業実施契約を締結、それに基づきJARは難民や庇護希望者からの法律相談や生活支援などを行っています。これらのサービスは他の先進国では普通に受けることができるものですが、日本ではJARの支援がなければこのような専門的なサービスを受けることができません。これまでの活動によりJARは国内難民支援活動において、著名で先駆的な団体となりました。これは海外NGOとのネットワークづくり、国内における啓発や人材育成などに代表される、JARの創造的で精力的な活動とJAR職員の努力によるものといえます。私たちにとってJARは、日本の市民社会に人道に基づく理念や行動をもたらし、難民を取り巻く問題を社会に発信する対話者である、こう確信しているのです。

Nathalie Karsenty ナタリー カーセンティ
Senior Legal Officer, UNHCR Representation in Japan
国連難民高等弁務官駐日事務所 首席法務官

メッセージ

難民支援協会は、難民への生活支援から法的支援まで包括的な活動を展開しています。早稲田大学は2004年以来、法科大学院学生をエクスターンとして、難民支援協会に派遣しています。これまでの法曹業務は訴訟関連のものを中心としていましたが、法律サービスは事後的な紛争解決だけでなく、さまざまな人たちの生きる力となるエンパワーメントとして重要な働きをします。

難民支援協会に派遣された法学生は難民をめぐる状況を認識し、難民への支援、法律問題の解決に取り組む法曹として育ちつつあります。難民支援協会に代表される国際協力NGOが、新しい世代の法曹をその活動の中に取り込んでゆくことを期待しています。

早稲田大学大学院法務研究科教授
宮川 成雄



難民支援協会（JAR）の活動

JAR は、日本に逃れてきた一人ひとりの難民を支え、市民と難民の橋渡し役となり、よりよい難民受け入れ制度と社会を目指します。



— JAR のミッション —
難民が、日本で、自立した生活を安心して送れるよう支援します

収容施設から解放され、家族で住める住居を探すため、下見に同行する JAR 職員

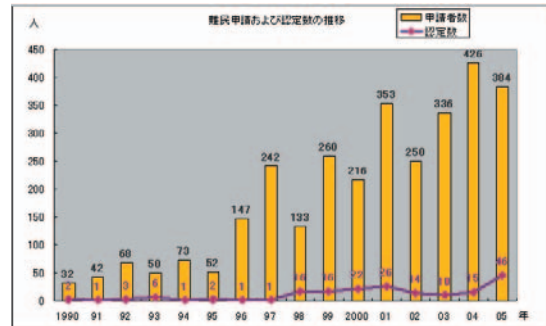
これらを実現するため、

- ①個別支援、②広報、③調査研究・政策提言を
柱とした活動を行っています。

グローバルな視点をもちながら ～日本の現状と世界の難民～

JAR が 2005 年度（2005 年 7 月～ 2006 年 6 月）に支援したのは、31 カ国からきた 264 名の難民・庇護希望者（難民認定申請を希望している人）です。これは、日本政府への難民申請を行った者の 7 割にあたります。

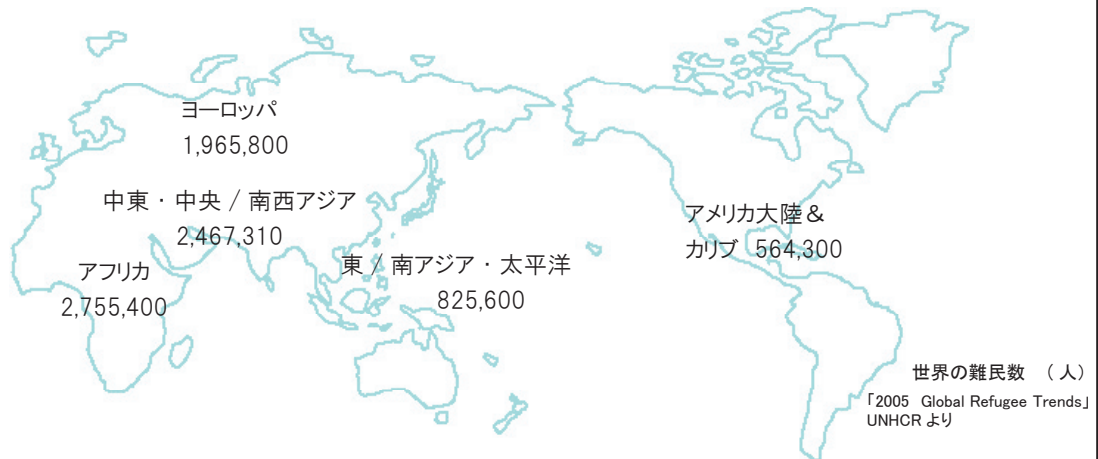
日本政府による難民認定数は、2005 年に飛躍的に伸び、46 名に達しました（前年比 31 名増加）。



■世界の難民の数

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、世界には、現在、約 907 万人の難民 * と庇護希望者がいるといわれています。日本の人口の 1 割弱に匹敵する数の人が、迫害のおそれを抱えながら、苦しい生活を余儀なくされています。

(* 迫害のおそれから、自分の住み慣れた土地を離れざるを得ない状況にいる人のこと)



このうち、保護を求めて他国へ逃れ庇護申請をしたのは、2005 年 1 年間に世界全体で約 67 万人。そのうち、約 19 万人が 127 カ国で受け入れられています。

難民条約加盟国における 2005 年受け入れ実績上位 5 カ国

JAR は、世界的な難民の発生状況や国際情勢、難民保護の国際的なスタンダードを踏まえ、国際社会の一員として日本が難民受け入れにおいて果たすべき役割を認識しながら、支援を行うことを心がけています。

同時に、迫害を逃れてやってきた日本で再び困難な状況に陥っている難民一人ひとりの声に耳を傾ける姿勢も忘れず、その人にあった

支援を提供したいと考えています。そして、難民が本来持っている力を再び発揮して、社会の中で私たちとともに生き生きと暮らせる社会と制度を目指します。

順位	受入国名	申請者数	認定数
1	ケニア	39,008	29,858
2	フランス	97,784	22,145
3	米国	39,240	19,766
4	カナダ	20,786	12,061
5	英国	52,080	8,435
(参考)	日本	657	46

(単位：人 UNHCR 資料より)

個別支援活動 —難民一人ひとりへの支援を—

2005 年度活動報告



JAR での相談風景。時には3時間にも及ぶインタビューを行い、課題やニーズを把握し、支援を決定する

2005 年度の動向と支援の特徴

■難民認定の拡大と難民認定申請の増加

出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）が改正された 2005 年、保護を受けた人の数は全体で 143 名にのぼりました（難民認定 46 名、在留特別許可 97 名）。これを受け、2006 年 1 月以降の難民申請数は著しく増加しています。6 月末現在で前年の 2 倍増、また、従来年間 10 件程度であった成田国際空港での申請も、2006 年に入り、60 件ほどが確認されています。難民支援協会（JAR）は、2006 年に法的支援職員 1 名を拡充し、このような激増傾向にある難民からの相談に対応してきました。

■難民専用フリーダイヤルの開設 0120-477-472

難民からの 1 本の電話は、その人の将来または生死をも左右するかもしれない、重要なコミュニケーションツールです。これまでは、電話代がないため 1 時間以上歩いて JAR まで訪れる難民や、途中で公衆電話の電話代が尽き、しばらく相談がこなかった例もあり、フリーダイヤル化は念願でした。2006 年 4 月の開設以降、難民から JAR へのアクセスを容易にし、特に困窮した難民に対しての支援・情報提供を行いやすくなりました。（実施にあたっては NTT コミュニケーションズ株式会社よりご支援を頂いています。）

■難民や庇護希望者の力を活用した支援の実施

ビルマ（ミャンマー）など、同じ出身国や民族に属する人の多くは、自分たちでコミュニティを形成し、助け合いながら生活しています。JAR はこうした難民自身によって形成された難民コミュニティの役割に注目し、より効率的な支援を行うため、その力を活用しながら行う支援を試みています。6 月末には、ビルマの少数民族出身者が多く居住する群馬県を 2 回訪問するなど、これまで、いくつかのコミュニティを訪問、相談会を実施しました。なお、こうしたコミュニティが存在しないアフリカ出身者も増えていきますので、言語や文化にも配慮し一人ひとりに対してきめ細かい支援を行うことにも配慮しています。

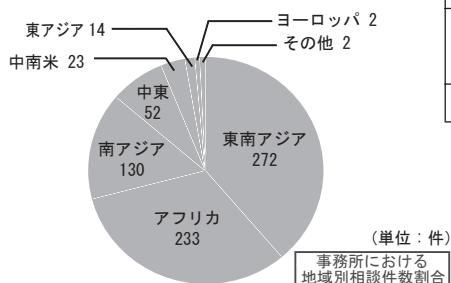


個別支援の2つの柱

迫害を逃れ、荷物をまとめる間もなく、着の身着のまま日本にたどり着く難民も少なくありません。言葉もわからず、生活習慣も文化も異なる日本で、短い場合でも半年、通常は1～2年、長い場合は10年近い間、難民申請や裁判の結果を待っています。一人ひとりに寄り添い、必要とされる法律面の支援、生活面の支援を同時並行で提供することがJARの活動の要となっています。こうした個別の支援は、UNHCRとの事業実施契約により実施しています。

JARでの相談・支援内容と内訳 (2005年7月～2006年6月)

○相談者数	264名
男性	193名
女性	71名
○国籍	31カ国



	法的支援	生活支援	計
事務所での相談	425	303	728
外部での相談	59	149	208
グループ・コミュニティへの支援	3回 (94)	3回 (65)	6回 (159)
電話相談	1,973	1,392	3,365
(うち被收容者)	(359)	(35)	(394)
計	2,551	1,909	総計 4,460

(単位：件)

①法的支援活動

難民の不安を取り除き、難民認定手続や不認定とされた後の訴訟などの諸手続がスムーズになされるために、分かりやすい情報提供や個々のニーズに合ったカウンセリングを心がけています。特に、2006年に入り国際空港での申請数が急増したことを受けて、庇護希望者への迅速なアクセスと弁護士や関連団体との連携による包括的な対応の実現に努めました。



弁護士との相談の様子

法的支援の具体例

- ・ 庇護希望者からの迫害状況に関する聞き取り、カウンセリング
- ・ 庇護希望者への情報提供（難民条約、日本の手続と認定状況の説明）
- ・ 申請書類の作成の助言や国別人権状況のリサーチ
- ・ UNHCR、法律扶助協会、弁護士、関連団体との協議や連携
- ・ 国際空港を含む入管の收容施設における被收容者との面会や資料の提供



難民申請書の記入の補助を行う職員

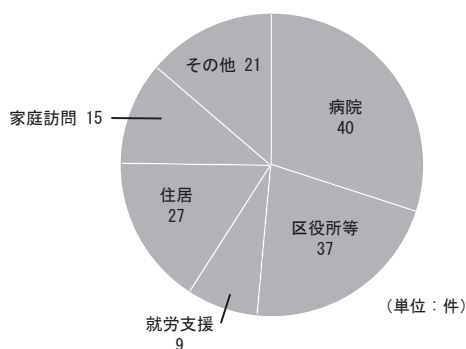
②生活支援活動

「今日泊まる場所がない」「お金がない」という緊急ケースへの対応をはじめ、「医・職・住」や教育その他生活に関わるあらゆる相談・支援を行っています。入管法改正後も難民が受けられる生活保障が確保されないままとなっているため、生活支援はJARなど民間が果たす役割が大きなものとなっています。

生活支援の具体例

- 金銭支援
 - ・政府の支援金の紹介、橋渡し
 - ・JARの緊急支援金（難民サポーターファンド）の支給
- 医療
 - ・医療機関への同行（診察通訳、ソーシャルワーカーへの橋渡し、医療費の減額・分割払いの交渉等）
 - ・健康保険の加入支援（地方自治体との交渉等）
 - ・出産費用支援（地方自治体への入院助産相談）
- 就職
 - ・ハローワークへの同行
 - ・履歴書作成の補助と就労面接への同行
- 住居
 - ・キリスト教団体を中心としたシェルターの紹介、入退居支援
 - ・安価な外国人向け宿泊施設の紹介と開拓
 - ・不動産屋への同行（住居探し、契約交渉等）
- 教育
 - ・日本語学習グループの紹介
 - ・義務教育課程への入学・通学支援
 - ・高等教育に関する情報提供

生活支援：外部への同行件数



入居にあたり、難民と不動産屋の橋渡しをしながら説明したり、通訳をするため同行

難民からのメッセージ

私はビルマ人で2000年1月に来日しました。2003年7月に妻と結婚し、1年半後、長男を授かりましたが、長男が1ヶ月の時に、私はオーバーステイのために収容されました。それまでは仕事も政治活動もし、生活は順調でしたが、私の収容から困難の全てが始まりました。妻は乳児を抱えて働くこともできず家賃が払えなかったため、アパートを引き払って親戚宅で暮らしていましたが、そのまま暮らし続けることもできず困っていたのです。そんな時、友人がJARを紹介し、その後JARから様々な支援を得ました。金銭支援のほか、住居を探していただき、ちょうど収容から仮放免されたばかりの私と家族と一緒に暮らすことができました。

その住まいは緊急的に暮らすことのできるシェルターだったため、約1年後、そこから自立しましたが、その後もいろいろな相談にのってくれ、支援を続けてくれました。妻が出産間近でしたが出

命を守る難民支援活動を経験して

— JAR でのインターン活動 —

いつも「おつかれさま」「いってらっしゃい」など、声を掛け合うとても明るいオフィスへインターンに行くのを毎回待ち遠しく思っていました。しかし、事前に受講していた「難民アシスタント養成講座」で教わった通り、難民支援の難しさや難民の「命に関わる」ということが常に頭にあったため、インターンとしての活動は楽しいと簡単に言ってしまうものではありませんでした。インターンとはいえ私の対応1つ1つが難民との信頼関係に影響します。そんな支援の難しさを日々身にしみながら、JAR ではいろいろな仕事に携わりました。出身国の人権に関する情報など政府への提出資料の作成・翻訳、難民への面接（インタビュー）への同席、また、時には難民に同行し、分からないことは電話で職員の方に確認をとりながら私が役所の窓口で長い時間交渉することもありました。

日本で難民認定されるために少しでも役に立ちたいという想いで臨んだこの1年の活動は、私にとって本当に意義深く、やりがいのあるものでした。今後も自分ができる支援を続けていきたいと思っています。

櫻井 美香（大学院生）

法的支援インターン：
2005年10月～2006年9月



産費用が払えなかったときも、JARが私たちと区役所に同行し、状況説明をし、出産費用の支援を区役所からもらうことができました。

そして、2006年8月、難民認定を受けました。JARの支援によって出産費用の心配なく、新たに健康な赤ちゃんが生まれ、今はとても幸せで、JARにとっても感謝しています。娘が大きくなったら、私たちは娘にJARのことを話したいと思います。

JARにいる、とても親切な人と出会えて良かったと思います。今後もJARがたくさんの困難にある人を支援していけるよう、祈っています。

ビルマ（ミャンマー）難民（男性30歳代）

（認定の喜びの報告に事務所を訪れてくれた。職員が見ているのは認定証明書→）



広報活動 — 難民を身近な存在に —

2005 年度活動報告

難民支援協会（JAR）では、市民が難民のよき理解者として寄り添い、関心の輪を広げていくことが、難民を支え、よりよい制度づくりにつながるものと考えています。広報活動は、支援現場の実情や難民の声を、市民に伝える橋渡しの活動です。

本年に入り、「難民アシスタント養成講座」の開催が10回を超え、講座の卒業生が600名を超えました。そして、「受講後友人に日本の難民問題を伝えたいので、講演会に来てほしい」という依頼を受けたり、「もっと多くの人に伝えるために広報活動に貢献したい」とボランティアチームが結成されたりと、さらなる輪が広がってきています。

また、これまでJARでは、比較的専門的な層に向けたセミナーやパンフレットを多く実施してきましたが、難民との料理教室を開催したり、一問一答形式の簡単な小冊子を作成するなど、より分かりやすい伝え方を意識し、これまで全く知らなかった方にも難民問題を伝えられるよう取り組んでいます。

■講演会・講座・イベントの開催

- ・イベント「横浜国際フェスタ」（2005年10月）への出展
- ・講演会「国際法における難民の権利について」（講師：ジェームズ C. ハザウェイ米国・ミシガン大教授）（2005年12月 UNHCR 共催）
- ・セミナー「難民支援リレートーク ブラジル、日本、ソマリア編～ヒントが見つかる？！難民サポートははじめの一歩～」（2006年2月）
- ・イベント「さくらまつり」（2006年4月 於：東京・世田谷）への出展
- ・国際難民法勉強会（講師：アラン・マッキー氏英国・難民上級判事）（2006年6月）
- ・活動説明会（月1回・計10回開催）



ボランティアチームによる
イベント出展



難民母国の料理を一緒に作る中で、自然なコミュニケーションが生まれる



■ 出版物・機関紙の発行



「支援者のための難民保護講座」

- ・ 専門書「支援者のための難民保護講座」の出版（220 ページ）
JAR 上級顧問本間浩氏の全面的な協力を得て、JAR が編集、出版する初めての書籍となりました。（（財）トヨタ財団助成事業）
- ・ 「Press Collection ～難民支援協会 4 年間の記録～ 2002-2006」冊子 （（財）俱進会助成事業）
- ・ 「日本と難民 Q&A」パンフレット（B5・16 ページ）（同上）
- ・ ニュースレター・難民サポート報告（年 3 回発行）



「日本と難民 Q&A」

難民アシスタント養成講座 基礎編・上級編

— 難民支援のプロフェッショナルを育成するために —

難民本人や、第一線で活躍する講師から直接話が聞けることがこの講座の最大の魅力です。国際法から国内の法律、支援の心得にいたるまで包括的な講義をとりそろえ、現場でしか知りえない事例や最新情報を提供しています。

上級編では、事例を使い、どうやって支援を行うかを話し合う、難民認定の判断を経験するなど、ケーススタディを盛り込み、さらに一步実践に近い内容を扱っています。

今年度は計 4 回開催し、約 230 名が受講修了しました。



■ 講座内容と講師（一部）



講師として自身の経験を語る難民

基礎編 (全 8 講座 12 時間)	難民の話	ビルマ出身難民
	日本の難民保護制度	関聡介氏（弁護士）
	生活支援の実務	新島彩子（JAR 理事）
上級編 (全 10 講座 18 時間)	日本政府の難民政策	北村晃彦氏（内閣参事官補佐）
	難民認定とは～難民認定基準について～	ナタリー・カーセンティ氏 (UNHCR 駐日事務所首席法務官)
	日本の難民制度設計の理念	本間浩氏（法政大学教授／国際法）
	難民と日本の社会保障制度	大川昭博氏（ソーシャルワーカー）

■ 受講者：学生、会社員、医師、教員、国際機関や NGO 職員、研究者、すでに支援活動に携わっている方など。

■ 受講者の声：「同じ関心をもつ人が集まる場で思いを共有したいという期待がありました。受講後、広報ボランティアとして活動していますが、そのメンバーには講座でたまたま席が隣りだった人もいたりして、国内難民問題に関心を持ち、実行に移す人が多いことを心強く感じています。講座で得られたのは『仲間』です。」

加藤 歩（06 年 5 月講座修了／会社員）

2005 年度の本講座は、松下電器産業株式会社および JICA 横浜国際センターからの特別協賛を得て、実施しました。



調査研究・政策提言活動

—よりよい難民政策にむけて—

2005 年度活動報告

■新入管法のモニタリング

2005 年は、難民認定制度が日本に導入された 1982 年以降初めてとなる法改正が施行された年でした。難民支援協会（JAR）では、難民への新入管法説明会など、個別支援活動を通じて、改正法の施行状況をモニタリングしてきた結果、以下の課題が見えてきたため、実態調査を行い、政策提言に反映するほか、個別のケースでは関係各所に申し入れを行うなどして解決を目指しました。

新入管法の施行に見られる課題（施行前からの課題も含む）.....

- ・ 仮滞在許可者は施行規則により就労が禁止されることにより、最低限の生活が困難となっていること。
- ・ 裁判中の就労が明示的に禁止される場合があること。
- ・ 人道配慮により在留を許可され、特定活動の在留許可となった人に生活保護が準用されない場合があること。



メディアからのインタビューに答える職員

入管法の改正は、2005 年の法改正施行後も続けられています。一例として、人身売買の対策を主な理由として 7 月に入管法が改正されましたが、その中には正規の旅券を持たない乗客を輸送した航空会社への罰則規定や、諸外国政府機関との個人情報を含む情報共有が可能となるなど、難民の保護に関わりがあるものが含まれています。これらの改正により、難民保護が後退することを避けられるよう、法案の議論の過程に NGO 側の問題意識を反映すべく、立法院等に働きかけ、政策提言を続けています。

■日米交流事業開始

2006 年 4 月より、市民交流プログラム（Grassroots Exchange Program）として、日米両国の難民支援に携わる NGO が、双方の難民政策、制度、支援事業のあり方について経験や知見の交換を行うプロジェクトを立ち上げることになりました。年間 5 万～7 万人を難民として受け入れる米国で、連邦政府や市民と広範なネットワークを持ちながら、難民支援事業を実施する米国 NGO の国際救援委員会（International Rescue Committee: IRC）および米国人研究者とパートナーシップを組み、NGO が支援を実施する上での教訓や工夫を探る予定です。このため、日米双方での現地調査の実施やシンポジウムの開催の準備を開始しました。

（実施にあたっては国際交流基金日米センターより助成を頂いています。）



■個々のニーズの視点に立った支援を広めるために

ー海外での難民支援団体との協力ー

これまで、日本国内における難民支援活動と海外で実施される難民支援活動は、異なるものとして、切り離されて考えられることが多かったように思われます。

しかし、JARは「難民の保護」は、それがどこで実施される場合でも、難民条約等の国際法で定められた権利を保障し、かつ難民それぞれのニーズに配慮した保護が求められている点で共通するものだと考えています。

JARが培ってきた個別支援、特に社会的な弱者に配慮した「保護」のノウハウは、海外での難民支援・緊急支援の中でも必要とされています。この要請に応え、海外で難民支援活動を行うNGOとの情報交換・連携をする中で、関係する公的機関、民間団体に人権に配慮した支援の重要性をアピールするとともに、国内の難民支援・国際協力活動にも光をあて、さらに海外での経験を日本の難民保護にも還元していくことができると考えています。

この一環として、海外で事業を行う日本のNGOからの要請を受け、パキスタン・ムザファラバード市に設置されたパキスタン大地震被災民のためのキャンプに2006年2月～3月の約3週間、職員を専門家として派遣しました。大規模な援助の中で埋もれがちな弱者、例えば、配偶者を亡くした女性、親と離れてしまった子ども等に配慮した支援の必要性とその方法についての研修を実施するほか、被災者自身のスキルや能力を活かした復旧・復興事業の実現を提案しました。

その後、4月にはジャパン・プラットフォーム*に加入、プロテクション（保護）に関するガイドライン等を設置していくワーキンググループの事務局となりました。

（* NGO、経済界、政府が対等なパートナーシップのもと、緊急援助を行う日本の国際人道支援機関）



現地で活動するNGOスタッフむけの研修を行う職員（左端）



パキスタンのキャンプにて。世界女性の日にあわせた女性のエンパワメントについてのイベント

2005 年度のうごき



時期	JAR の動き	日本と世界の動き
2005 年 7 月	<p>7. 3 難民の人たちへ向けた、改正入管法施行の説明会</p> <p>7. 14 民主党外国人 PT 改正入管法についての打ち合わせへ参加</p> <p>7. 24 Harvard 大学主催アジア国際関係研究会議・「移民分科会」参加者が JAR 来訪</p> <p>7. 30 マイクロソフト UP プログラム東京版オリエンテーション</p> <p>7. 31 難民へのグループアクティビティ開催</p>	<p>7. 12 [日本] 改正入管法一部施行(外国入国管理当局への情報提供に関する法整備ほか人身売買に関する施策等)</p> <p>7. 23 [日本] ビルマ人難民申請者お葬式(収容直後に死去。無縁仏として埋葬される)</p> <p>7. 27 [日本] 全国難民弁護団連絡会議総会(東京)</p>
8 月	<p>8. 30 開発教育協会全国研修会「難民」分科会講師として難民とともに参加</p>	<p>8. 27 ~ 29 [世界] UNHCR NGO 年次協議会</p>
9 月	<p>9. 10・11 「難民アシスタント養成講座」基礎編開催(横浜)</p> <p>9. 21 ~ 10. 6 UNHCR NGO 年次協議会参加、および同分科会 Anti Warehousing Campaign 会合にてパネラー参加(スイス・ジュネーブ)</p>	<p>9. 2 [世界] UNHCR 執行委員会開催</p>
10 月	<p>10. 15 東京青年会議所「NPO フェア 2005」へ出展。「優秀志民活動賞」を受賞</p> <p>10. 26 国連難民高等弁務官グテレス氏来日。国内 NGO とのランチミーティングに出席</p> <p>10. 29 横浜国際フェスタ 2005 講演会パネリスト、およびセミナーへ参加</p>	<p>10. 8 [世界] パキスタンにて M 7. 6 の大地震発生</p>
11 月	<p>11. 3 飯田橋(東京・新宿区)から桜新町(東京・世田谷区)へ事務所移転</p> <p>11. 23 「難民支援と国際理解教育フォーラム」へパネラー参加(日本 UNHCR 協会主催)</p> <p>11. 26 オープンセミナー「難民法とリーガルクリニック」パネラー参加(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)・早稲田大学大学院法務研究科・比較法研究所・臨床法学教育研究所共催)</p> <p>11. 19・26・27 「難民アシスタント養成講座」上級編開催(東京)</p>	<p>12. 8 [日本] 「外国人権法連絡会」結成記念集会</p>
12 月	<p>12. 9 東京弁護士会 人権賞受賞決定記者会見</p> <p>12. 14 「難民医療とその倫理」を東京大学大学院国際地域保健学と共催にて開催</p> <p>12. 29 ジェームズ・C・ハザウェイ教授(米国ミシガン大学)講演会(国際法における難民の権利について)開催(JAR・UNHCR 共催)</p> <p>12. 18 難民へのグループアクティビティ開催</p>	<p>12. 22 [日本] 改正入管法一部施行(運送業者等による旅券等の確認義務等部分)</p> <p>12. 26 [日本] 日本弁護士連合会人権擁護委員会、法務省へ対してトルコでの難民申請者の個人情報を開示した調査に対して「警告」を行う</p> <p>日本政府「拷問等禁止条約第 19 条 1 に基づく第 1 回政府報告」を国連へ提出</p>
2006 年 1 月	<p>1. 7 難民へのグループアクティビティ開催</p> <p>1. 10 東京弁護士会 新年式兼人権賞授与式(右ページ参照)</p> <p>1. 29 難民むけ改正入管法説明会・PC 教室開催</p>	





時期

JARの動き

日本と世界の動き

2月

2.4～5「難民アシスタント養成講座」基礎編開催（東京）
 2.14～15 UNHCR 主催「人道支援における日本のレシピ」会合へ
 パネラーとして参加（タイ・バンコク）
 2.25 「難民支援リレートーク ブラジル、日本、ソマリア編～ヒ
 ントが見つかる?! 難民サポートははじめの一歩～」主催
 2.24～3.13 パキスタン・カシミール地方にて2005年11月の地震
 による避難民キャンプ（通称 キャンプ・ジャパン）へ職員を派遣。
 プロテクション（保護）に関するワークショップを実施

2月 [世界] 日本の難民制度に関
 する研究論文「Japan : Refugees
 and Asylumseekers」(Meryll
 Dean) が発表される
 2.24 [日本]「平成17年(2005年)
 における難民認定者数等について」
 発表(法務省・入国管理局)

3月

3.7 ジャパン・プラットフォーム主催：メディア懇談会「国際女
 性デー：NGO 女性事務局長が語る」講師



4月

4.1 人道支援のためのNGO、ジャパン・プラットフォームへ入会
 4.12 難民のためのフリーダイヤル開始
 4.23 さくらまつりにてブース出展（東京・桜新町）

5.24 [日本]入管法改正（テロの
 未然防止のための規定の整備等）
 公布

5月

5.10 レフュジュー・カウンスル・ジャパン年次総会に参加
 5.17 難民支援のNGO 交流に関する「日米交流実行委員会」立ち上
 げ

6月

5.20・21「難民アシスタント養成講座」基礎編開催（東京）
 6.11・18 難民むけ改正入管法説明会（群馬県）
 6.17 国際難民法勉強会を主催（講師：英国難民上級判事アラン・
 マッキー氏）



■東京弁護士会 人権賞 受賞

本賞は、1986年から東京弁護士会が毎年、人権の擁護や確立のために活動する個人や団体を表彰するものです。選考委員長から「国内で生活している難民への支援や、国内の関係者・団体の連携で中心的役割を果たしている」ことへの評価、そして「今後ますます重要な課題となってくる日本の難民問題について、この賞の受賞によって光が当たり大きな関心を得られることを期待します」とのコメントをいただきました。



—関係者からの弁護士会への推薦状（一部）—

日本で難民認定申請をした外国人でJARの名前を知らない者はいません。その活動は、生活援助金の交付、住居先探しや就労支援、難民認定申請書作成の助力など、生活面と手続面の双方にわたっており、『難民』を対象として支援活動を行っている民間団体としてはほとんど唯一の存在です。難民申請手続や難民不認定処分取消訴訟においても、出身国情報の収集やその日本語訳の作成などを広汎に行っていて、代理人となる弁護士としても、その助力がないと訴訟活動ができないくらい、力強い存在です。その活動はボランティアを含むスタッフの、熱心に長期間勤務するということでも、それにより受ける経済的利益が極めて少ないという意味でも、文字通り献身的努力で支えられているように見えます。JARが受賞することは、日本における難民受け入れ、支援に資するところが極めて大きいと考えるものです。（弁護士・小林 明隆）



2004 年度以前の活動

1999 年度（1999 年 7 月～ 2000 年 6 月）

- 7 月：設立
- 7 月～：難民への個別の法的・生活支援事業開始
- 11 月～4 月：日本におけるシェルターの実態調査
- 4 月：パリナック（UNHCR と NGO とのネットワーク会合）で、「国内難民支援部会（RAJA）」を発足。議長・事務局を務める

2000 年度（2000 年 7 月～ 2001 年 6 月）

- 8 月～：UNHCR 日本・韓国地域事務所と契約締結、登録事業の開始
- 1 月～6 月：若年層 1000 人を中心とした「日本の難民」についての街頭アンケート調査
- 5 月：「グローバル・コンサルテーション」（2001 年 12 月から 2002 年 5 月の間に開催された難民保護の再活性化に関する一連の国際会議の総称）アジア・太平洋地域会合に公式メンバーとして参加
- 6 月：UNHCR 議員連盟総会で難民の生活状況について RAJA を代表し、発表・報告

2001 年度（2001 年 7 月～ 2002 年 6 月）

- 8 月～12 月：「実践難民法：難民の地位」ビデオ通信講座 14 回開講 講師：新垣修（志學館大学法学部助教授）
- 8 月～2 月：難民申請者等に関する生活状況調査（難民事業本部委託）
- 10 月～2003 年 3 月：アフガニスタン支援ネットワーク構築と支援事業開始（収容・放免への対応、自立支援）
- 10 月～3 月：「難民アシスタント養成講座」初開催
- 2002 年 5 月：中国・瀋陽日本総領事館駆け込み事件に関し声明を発表

2002 年度（2002 年 7 月～ 2003 年 6 月）

- 11 月～3 月：「難民申請者の住環境に関する実態調査」実施（難民事業本部委託調査）
- 12 月：内閣難民対策連絡調整会議「NGO との意見交換会」に RAJA 議長として参加、NGO 提案発表
- 5 月：難民政策提言発表
- 5 月：シンポジウム「韓国・ニュージーランド・日本における難民保護のあり方を考える」開催

2003 年度（2003 年 7 月～ 2004 年 6 月）

- 7 月：「大韓民国における朝鮮民主主義人民共和国からの避難民の定住支援調査」実施。報告書を発表
- 10 月、2004 年 1 月：内閣難民対策連絡調整会議へ RAJA 議長として参加。NGO 提案を発表
- 11 月：「難民申請を検討している人のための助言」多言語（7ヶ国語）にて作成。ホームページにて発信
- 4 月：入管・難民認定法改正に際し、各政党主催の NGO ヒアリングにて報告

2004 年度（2004 年 7 月～ 2005 年 6 月）

- 通年：入管法改正への対応（難民への説明会実施、マスメディアからの問い合わせ対応、勉強会の開催等）
- 12 月：法学セミナー 12 月号特集「難民保護のフロンティア」の企画・執筆
- 1 月～3 月：クルド人マンデート難民送還及びマンデート難民の収容等への対応
- 4 月：3 名の難民が大学・大学院へ入学



2005 年度難民支援協会紹介記事・雑誌

■新聞記事

- ・世田谷のNPO 人権賞 東京弁護士会が選ぶ：朝日新聞 2006年1月8日
- ・難民専用のフリーダイヤル NPO 法人が開設：東京新聞 2006年4月14日
- ・ガイジンから隣人へ4 母国語で相談 市民向けに講座：朝日新聞 2006年3月24日
- ・市民社会の土壌：毎日新聞 2006年4月24日

■書籍・雑誌・ニュースレター

- ・多民族化するエスニック都市、「内なる国際化」で多文化共生へ。『東京人』都市出版(株) 2005年6月215号
- ・難民支援の担い手を育てるために「難民アシスタント養成講座」『難民』国連難民高等弁務官事務所 2005年9月33号
- ・『Generation Times』ジェネレーション タイムズ編集部 2006年 Issue 5
- ・「難民支援協会」～「難民」を「隣人」に～『セボネ』(社福)世田谷ボランティア協会 2006年5月25号



企業・団体との協力 (50音順)

■事業実施契約締結団体

- ・UNHCR (国連難民高等弁務官) 駐日事務所

■参加しているネットワーク

- ・シーズ=市民活動を支える制度を作る会
- ・J-FUN(Japan Forum for UNHCR and NGOs)
- ・ジャパン・プラットフォーム
- ・「ほっとけない 世界のまずしさ」キャンペーン
- ・特定非営利活動法人レフュジー
カウンスル ジャパン

■助成金・委託等

- ・特定非営利活動法人アユス仏教国際協力
ネットワーク
- ・財団法人倶進会
- ・国際交流基金日米センター
- ・ゴールドマン・サックス証券会社
- ・特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド
「ダイワ SRI ファンド」助成
- ・新宿区 NPO 活動資金助成
- ・財団法人トヨタ財団
- ・財団法人中島記念国際交流財団
- ・立正佼成会・一食平和基金
- ・特定非営利活動法人レフュジー
カウンスル ジャパン

■寄付・支援金等

- ・犬養基金、犬養基金を支える市民の会
- ・エキスパートアライアンス株式会社
- ・NTT コミュニケーションズ株式会社
- ・京都シネマ
- ・ジャパントイムズ読者募金委員会
- ・株式会社書泉 書泉グランデ

- ・Think The Earth プロジェクト
- ・宗教法人真如苑
- ・難民支援基金
- ・社団法人日本福音ルーテル社団
- ・日本労働組合総連合会 (連合)
- ・弁護士会館ブックセンター
- ・ラッセル・インベストメント・グループ

■物品や広報でのご協力

- ・アール・プロメトリック株式会社
- ・有限会社石川インテリア
- ・AIG エジソン生命保険株式会社
- ・NTT 労働組合持株本部
- ・花王株式会社
- ・カトリック東京国際センター (CTIC)
- ・財団法人神奈川県国際交流協会
- ・グリーンフラスコ株式会社
- ・株式会社現代人文社
- ・ザ・ボディショップ ((株) イオンフォレスト)
- ・JICA 横浜国際センター
- ・セカンド・ハーベスト・ジャパン
- ・日本航空
- ・認定 NPO 法人日本 UNHCR 協会
- ・阪和興業株式会社/エコビジネス開発室
- ・特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン
- ・マイクロソフト株式会社
- ・松下電器産業株式会社
- ・メリアル・ジャパン株式会社

■その他のご支援

- ・外務省 NGO 活動環境整備支援事業 /NGO 専門調査員
- ・有限会社チャンネル・アカデミー

組織概要・役員一覧

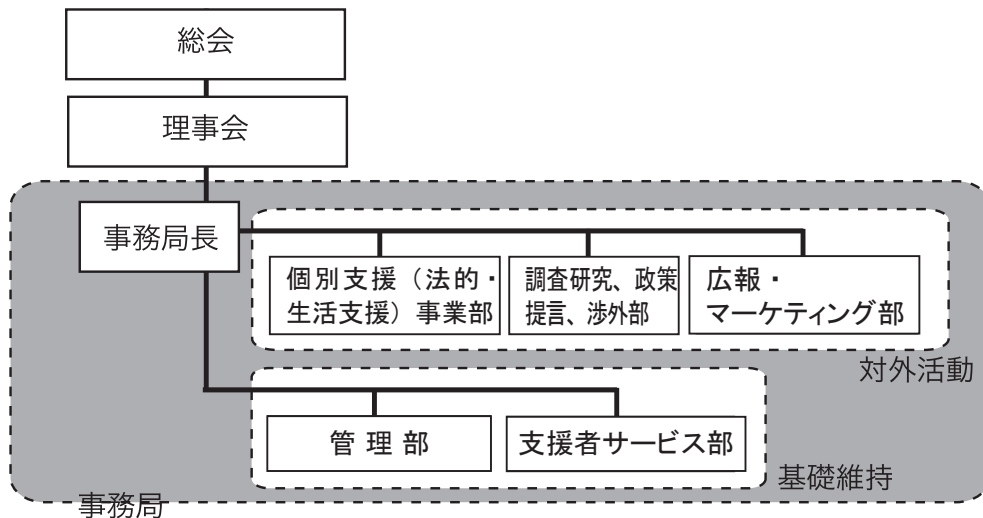
組織概要

正式名称： 特定非営利活動法人 難民支援協会
 英語名： Japan Association for Refugees
 代表理事： 中村義幸
 設立： 1999年7月17日
 法人格取得： 1999年11月16日
 事務局有給職員数： 13名（非専従職員を含む）

受賞歴

2005年10月 優秀志民活動賞（社団法人 東京青年会議所）
 2006年1月 第20回東京弁護士会人権賞（東京弁護士会）

組織図

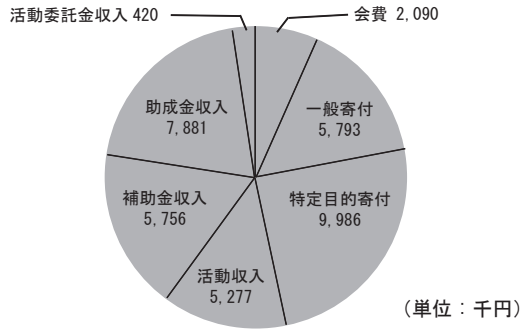


2006年度役員一覧

代表理事	中村 義幸	大学教員（公法）
副代表理事	吉山 昌	会社員（経営コンサルティング会社勤務）
理事	石川 えり	難民支援協会事務局長
同	佐々木 英昭	難民支援協会事務局長
同	関 聡介	弁護士
同	滝本 哲也	会社員（重工業メーカー勤務）
同	筒井 志保	難民支援協会事務局長
同	道家 木綿子	臨床心理士
同	新島 彩子	会社員
同	野村 留美子	団体職員
同	濱田 元子	会社員（新聞社勤務）
同	藤本 俊明	大学教員（国際人権法、人権政策学）
監事	小田 博志	大学教員（文化人類学）
同	難波 満	弁護士
上級顧問	本間 浩	大学教員（国際法）
顧問	鈴木 雅子	弁護士
	森 恭子	社会福祉士
	森谷 康文	精神保健福祉士

（2006年8月30日現在）

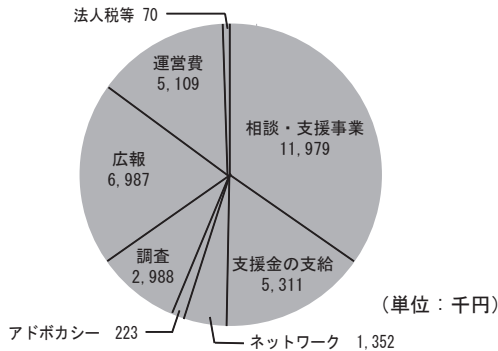
2005年度 収入の部



収入計 37,204,946 円

科目	金額 (円)	%
会費	2,090,000	5.6%
一般寄付	5,793,458	15.6%
特定目的寄付	9,985,517	26.8%
活動収入	5,277,388	14.2%
補助金収入	5,755,600	15.5%
助成金収入	7,881,000	21.2%
活動委託金収入	420,000	1.1%
利息・雑収入	1,983	0.0%
合計	37,204,946	100.0%

2005年度 支出の部



支出計 34,017,917 円

科目	金額 (円)	%
相談・支援事業	11,978,774	35.2%
支援金の支給	5,310,956	15.6%
ネットワーク (関連団体との情報交換、連絡調整)	1,351,576	4.0%
アドボカシー (政策提言)	222,671	0.7%
調査	2,988,090	8.8%
広報	6,986,563	20.5%
運営費	5,109,287	15.0%
法人税等	70,000	0.2%
小計	34,017,917	100.0%
正味財産増加額	3,187,029	—
合計	37,204,946	—

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

■ 会員：385名 (2006年6月30日現在)

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

(年会費：4,000円、8,000円、12,000円の3コース)

■ 難民サポーター：147名

緊急の支援を必要としている難民への直接支援金と個別相談活動を資金的に支えます。(年間1口5,000円より)

■ 寄付者：132名

ご支援頂いた寄付金はJARの活動全般に使われます。

■ インターン・ボランティア：約100名

難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくれています。



難民サポーター制度

特定非営利活動法人

難民支援協会
Japan Association for REFUGEES

特定非営利活動法人 難民支援協会

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-7-2 第二鹿倉ビル 4階
Daini Shikakura Building 4F, 1-7-2 Yotsuya,
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004

TEL:03-5379-6001 FAX:03-5379-6002

TEL:0120-477-472

(Toll Free service only for refugees/asylum seekers)

info@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp/>

